オミクロン・感染症対策支援法案 (通称) ≪ポイント≫

【法案の目的】

- ①感染力が強く、重症化しにくいとされているオミクロン株に対応した医療提供体制をつくる
- ②医療機関に対する**財政支援**により、感染状況に対応した取組みをスピーディーかつ着実に推進する
- ③国が司令塔としての機能を発揮して、都道府県との医療提供の連携を強める

急増する 自宅療養者 等への対応

- ▶ 自宅療養者等に対する健康観察等を行った医療機関に協力金を支給する。
- プルスオキシメーター、経口薬、検査キット等の物資の必要量を予測し、機動的に確保して適切に配分する
- 濃厚接触者等に対する措置(待機期間等)の在り方に ついて不断に見直す

自宅療養者等は入院 することなく回復

より症状が重い人の 病床確保

保健所の負担軽減

病床不足時 の対応

- ▶ 医療提供体制(病床など)確保のため、都道府県等は 医療機関と協定を締結できる。協定を締結した医療機 関に、協力金を前払いで包括的に支給
- ▶ 都道府県知事は医療機関に設備・人員の配置変更等を要請・指示できる。要請・指示に従った医療機関に協力金を支給

病床や医療従事者 を確保

司令塔機能 の強化

- ▶ 政府対策本部長(総理大臣)は都道府県知事に、必要な情報の提供を求めることができる
- 政府対策本部長は、医療提供体制がひっ迫している都 道府県知事からの要請により、他の都道府県と医療提 供体制を調整することができる

新型コロナ対策を 強力に推進